

# 医情研ブログ

当ブログは(株)医薬情報研究所が提供する医薬品・書籍等に関する情報サイトです。なお、当ブログの著作権は小社に帰属します。また当ブログで提供する情報に基づいて被ったいかなる損害についても、小社は一切の責任を負いかねます。ご了承ください。

Search this site:

Search

## Calendar

|                     |    |    |    |    |    |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|
| S                   | M  | T  | W  | T  | F  | S  |
|                     |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6                   | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13                  | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20                  | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27                  | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |
| << December 2009 >> |    |    |    |    |    |    |

## Archives

- [December 2009 \(1\)](#)
- [November 2009 \(1\)](#)
- [October 2009 \(3\)](#)
- [September 2009 \(3\)](#)
- [August 2009 \(5\)](#)
- [April 2009 \(1\)](#)
- [March 2009 \(2\)](#)
- [December 2008 \(2\)](#)
- [November 2008 \(3\)](#)
- [October 2008 \(1\)](#)
- [September 2008 \(6\)](#)
- [August 2008 \(1\)](#)
- [July 2008 \(1\)](#)
- [May 2008 \(2\)](#)
- [April 2008 \(1\)](#)
- [March 2008 \(4\)](#)
- [February 2008 \(2\)](#)
- [January 2008 \(3\)](#)
- [December 2007 \(1\)](#)
- [November 2007 \(2\)](#)
- [October 2007 \(2\)](#)
- [September 2007 \(3\)](#)
- [August 2007 \(3\)](#)
- [July 2007 \(1\)](#)
- [June 2007 \(4\)](#)
- [May 2007 \(3\)](#)
- [April 2007 \(4\)](#)
- [March 2007](#)

## 一般名の謎

2008.08.18 Monday

「保険薬事典Plus+」や「保険薬事典」の一般名って一体誰が決めているのでしょうか？

乱暴に言えば、実は小社が決めています。

え～、厚生省が決めているんじゃないの？と思われるかもしれませんが、官報では、一般名(成分名)は掲載されません。

もっと詳しく言えば「保険薬事典Plus+」を編集している薬業研究会と小社が、相談して命名しています。

ただしもちろん、好き勝手に命名しているのでもなければ、思いつきで決めているのでもありません。添付文書の組成・性状欄に記載のある「有効成分」などを参考にして決めているのです。

“しかし、そうすると単味剤なら有効成分がひとつしかないからカンタンに命名できるけど、配合剤はどうなの？”

と思うかもしれませんが、配合剤の一般名に関しても、添付文書の標榜薬効名やら慣用名やら歴史的な言い回しなど、様々な資料をもとにして小社が命名しているのです。

とはいっても、それらの資料を作っているのは、結局はその製剤を作っているメーカーなので、メーカーが決めているとも言えますが。

また配合剤の成分が多い製剤などは、パップ剤、高カロリー輸液基本液など便宜上の名前になっているものもあります。

また、一般名の後ろに(1)や(2)などカッコ付き数字が加わられている場合があります。この(1)や(2)、皆様お気づきになりましたでしょうか？

例えば、塩酸セレギリン。

|             |             |         |                            |          |
|-------------|-------------|---------|----------------------------|----------|
| 塩酸セレギリン (1) | 2.5mg1錠     | 344.40  | エフビー錠2.5*                  | (エフビー)   |
| "           | "           | 250.40  | セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」*(共和薬品) |          |
| "           | "           | 223.40  | セレギリン塩酸塩錠2.5mg「タイヨー」*      | (Others) |
| "           | 塩酸セレギリン (2) | 2.5mg1錠 | エフビーOD錠2.5*                | (エフビー)   |

“これ”は一体何を表しているのでしょうか？

これは誠に勝手ながら、弊社が編集の都合上、付け加えているだけの数字なのです。

数字そのものには意味がありません。

異なる分類とした方がよいと思われるものについて番号を振っているわけで、薬剤の分類を考える上での一つの目安とお考えください。

例えば

## Selected Entries

- [一般名の謎 \(08/18\)](#)
- [薬効分類番号とは？ \(05/22\)](#)
- [会社表記の謎 \(04/18\)](#)
- [「後」マーク以外は先発品なの？ \(03/21\)](#)
- [官報って…なに？ \(03/13\)](#)
- [薬価改定とシャンプーと私 \(03/07\)](#)
- [「保険薬事典Plus+」に掲載されている品目はどんな品目なの？ \(03/06\)](#)
- [「保険薬事典Plus+」って毎回どれくらい品目が入りしているの？ \(02/19\)](#)
- [はじめに \(02/12\)](#)

## Links

[\(株\)医薬情報研究所](#)

## Profile

[「医情研ブログ」制作委員会](#)

[管理者ページ](#)

[RSS1.0](#)

[Atom0.3](#)

上記の例でいえば、塩酸セレグリン(1)と(2)とは普通の錠剤と口腔内崩壊錠の違いです。

その他、配合剤であれば、含有成分の違いで符番されることがあります。例えばニフェジピン製剤においては、同じ持続性の錠剤でも1日2回投与のL錠は徐放錠(1)、1日1回投与のCR錠は(2)となっています。

配合剤であれば、成分含有量の違いで符番されたりします。例えば、ヒダントールD、E、Fではそれぞれフェニトイン・フェノバルビタール配合剤(1)、(2)、(3)となります。

その他、イコサペント酸エチルカプセルの300mg製剤でもまたまた(1)とか(2)とか見受けられます。エパデールS300だけ(2)として他の製剤と分けられています。さて、これはどうしてでしょう？

これは一度でもエパデールS300を見たことのある人なら、一発でわかりますね。そう、あれは一つの大きなカプセルではなく粒々のカプセルが15粒くらい袋に入っているのです。ここでは剤形の違いで符番されています。

ちょっと見ただけではわかりづらいものもあります。

例えばシクロスポリンのカプセル製剤、サンディミュンカプセル25mgとネオオーラル25mgカプセル。同じ成分、同じ規格であるにも関わらず、(1)と(2)で分かれて掲載されています。これはサンデュミュンカプセル25mgが1日1～2回投与に対して、ネオオーラル25mgカプセルは1日2回投与と、びみょ～に用法が違うからです。

このように同成分、同規格であっても製剤の特性や標準的な用法用量が違うということで符番されることもあります。

例を挙げていけばきりがなくらい、いろいろなパターンがあります。

それもこれもこの世の様々な種類の薬を一冊の本に何とかまとめるため、小社の担当者が脳みそを振り絞って、悪戦苦闘の挙句、分類している結果なのです。

読者の皆様にとってはわかりづらいところもあるとは思いますが、何卒ご理解ご了承を、宜しくお願いします。

これまで保険薬事典について、読者の皆様からの問い合わせや私が最初に疑問に感じていたことなどを元に、つらつらと書いてきましたが、この特集も今回で最後です。これを読んで少しでも、保険薬事典および保険薬事典プラスが使いやすくなってくれれば、光栄です。

今後も変わらぬご愛顧、よろしくお願ひします！

「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | 15:49 | - | - |

薬効分類番号とは？

2008.05.22 Thursday

「保険薬事典Plus<sup>+</sup>にまつわる特集」もとうとう終わりに近づいています。さて、今回は薬効分類番号についてです。

「保険薬事典Plus<sup>+</sup>」では各薬効分類の前に番号が付いています。例えば消化性潰瘍薬なら「232」になります。

この番号ってなんだろう？って思ったことはありませんか？

この番号は「薬効分類番号」と呼ばれるものです。

## Categorie

[保険薬事典プラス \(7\)](#)  
[薬効薬価リスト \(1\)](#)  
[Drugs-NOTE 2008 \(19\)](#)  
[くすり徒然 \(12\)](#)  
[保険薬事典プラス豆知識 \(9\)](#)  
[医療関係企業 \(15\)](#)

## Mobile



この薬効分類番号は、どうやって決まっているのかという総務庁（現総務省）が公布した「日本標準商品分類」というものがベースになっています。

日本標準商品分類ってなに？と思う方は、こちらのサイトをどうぞ。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/syuhin/index.htm>

日本標準商品分類番号は添付文書の右上のほうを見ると載っています。例えば、「ザンタック錠75」の添付文書を見てみると、

日本標準商品分類「872325」

と書かれています。

この場合、87が医薬品を示し、232が薬効分類「消化性潰瘍用剤」を示していることとなります。

また、ザンタック錠75の薬価基準収載医薬品コードは

2325002F2026

です。

先頭4桁目（2325）までが日本標準商品分類の薬効分類番号と同じになっていることがわかります。

そう、厚労省の薬価基準収載医薬品コードは日本標準商品分類をベースに作られているのです。

でも、全ての品目が日本標準商品分類の薬効番号と同じかというとそうでもなく、効能追加や変更などにより同じでなくなっている品目もあります。

というわけで、「保険薬事典Plus<sup>+</sup>」で適応を確認したいときには、是非適応欄にてご確認を！

そこにはその商品が持つ全ての効能・効果を記載しています。

ところで医薬品によっては、2つ以上の適応を持つものもありますよね。例えば、ドグマチール細粒10%などは精神神経用剤と消化性潰瘍剤の2つの効能があり、薬効分類番号も2つ持っています。

こういう場合、「保険薬事典Plus<sup>+</sup>」ではどのように掲載されていると思いますか？

2つの項目にまたがって掲載されているのでしょうか？

実は、ドグマチール細粒10%は薬効分類番号232の消化性潰瘍用剤の欄だけに掲載されています。

これは、ドグマチール細粒10%の薬価基準収載医薬品コード（2329009C2055）で採用されている薬効分類232（消化性潰瘍用剤）に準じて掲載しているからです。

ちょっと混乱されるかもしれませんが、書籍編集の上ではページ数もかさばらないし、読者にとっては一ヶ所にまとまっているほうが使いやすいだろうし、どうぞご了解を(^^;)

さて、最後に薬効分類番号に時々くっついているアルファベットについてです。

これはどういうものなのでしょうか？

小社ホームページのFAQのところに、詳しい説明が載っていますので、そのまま引用してしましましょう。

「基本的には、薬効分類番号の4桁目が9もしくは0のものにアルファベットを付与しています。4桁目が9もしくは0の分類は「その他」になります。その他

ですから、既存の分類に当てはまらないものが全て含まれます。そのままでは品目数が多くなりすぎますので、単味剤に「i」を、配合剤に「J～T」を付与して細分化しました。配合剤の「J～T」の分け方については薬効ごとに考え方が異なるため、特にルール化していません」

ということです。

それだけ「その他」に分類される品目が多いってことなのです。

というのも、日本標準商品分類は平成2年に改訂されて以来、更新されておらず、その間に分類できない医薬品が増えてしまったというわけです。

例えば降圧薬の「その他」の欄にはカルシウム拮抗薬もβブロッカーもα刺激薬もARBもごちゃまぜにされています。

日本標準商品分類と薬価基準収載医薬品コードと薬効分類番号の知られざるつながり☆

な～るほど！とっていただけたでしょうか？

「保険薬事典Plus+」の巻末の付録ページの「薬効分類目次」というものがあります。

薬効分類が分かっているときはこちらで検索すると早いかも？是非参考にして下さい♪

[「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | 14:26 | - | - |](#)

## 会社表記の謎

2008.04.18 Friday

局方欄の( )内に会社名だけ表記されているケースがありますが、これって何なのでしょう？

例えば、「保険薬事典Plus+」平成20年4月版p176で、加香ヒマシ油を見ましょう。

|        |      |       |                       |
|--------|------|-------|-----------------------|
| 加香ヒマシ油 | 10mL | 13.90 | (小堺 東海製薬 日興製薬)        |
|        |      |       | 加香ヒマシ油「司生堂」 (司生堂)     |
|        |      |       | 加香ヒマシ油「ミヤザワ」 (宮沢)     |
| 加香ヒマシ油 | 10mL | 16.10 | 加香ヒマシ油 (山善)           |
|        |      | 14.90 |                       |
|        |      |       | 加香ヒマシ油「エビス」 (エビス)     |
|        |      |       | 加香ヒマシ油「ケンエー」 (健栄)     |
|        |      |       | 加香ヒマシ油 シオエ (シオエ=日本新薬) |
|        |      |       | 加香ヒマシ油 (丸石)           |
|        |      |       | 加香ヒマシ油FM (フヂミ=マイラン)   |
|        |      |       | 「純生」加香ヒマシ油 (純生)       |

局方の加香ヒマシ油には統一名収載の加香ヒマシ油と銘柄名別に収載されている加香ヒマシ油の2種類があるのですが、ここでは統一名収載の加香ヒマシ油、上の欄だけを見ます。

すでに説明したように、官報に告示されているのは赤字で、告示されていないものは黒字で表示されています。

「( )内に会社名だけ表記」というのは、一番右上に記載されている(小塚東海製薬 日興製薬)の部分です。

非告示品目は、個別の名前として、加香ヒマシ油の後ろにいわゆる屋号の付いた加香ヒマシ油「司生堂」、加香ヒマシ油「ミヤザワ」がありますが、実はそれ以外に「加香ヒマシ油」という名前で販売している商品が3品目あるのです。

これらは局方の告示名称「加香ヒマシ油」とまったく同じ名称で屋号もない商品なのですが、それらを「保険薬事典Plus+」および「保険薬事典」では、( )内に社名だけ掲載しています。

つまり統一名収載されている加香ヒマシ油の、告示されない個々の製品は

小塚製薬の加香ヒマシ油  
東海製薬の加香ヒマシ油  
日興製薬の加香ヒマシ油  
司生堂製薬の加香ヒマシ油「司生堂」  
宮沢薬品の加香ヒマシ油「ミヤザワ」

の5品目があることが、このページでわかります。

その他にも告示されている加香ヒマシ油もあります。

山善製薬の加香ヒマシ油  
エビス製薬の加香ヒマシ油「エビス」  
丸石製薬の加香ヒマシ油  
健栄製薬の加香ヒマシ油「ケンエー」  
フヂミ製薬所とマイラン製薬の加香ヒマシ油FM  
シオエ製薬と日本新薬の加香ヒマシ油シオエ  
純生薬品工業の「純生」加香ヒマシ油

・・・書くのも疲れた。

携帯電話でもカーナビでも、一つの製品に複数のメーカーがしのぎを削る日本の製造業というのは、国内の市場競争が激しいおかげで、世界においても稀にみる高性能・多機能な商品を開発する能力が磨かれているそうです。

「保険薬事典Plus+」の加香ヒマシ油の欄を眺めるだけでも、日本国内の市場競争の激しさを垣間見ることができます・・・(ホント?)

[「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | 17:19 | - | - |](#)

「後」マーク以外は先発品なの？

2008.03.21 Friday

今年の調剤報酬改定でますます注目された後発医薬品(ジェネリック医薬品)。

後発品の使用を促進するための方策がいろいろと盛り込まれています。

後発品使用促進の一番の目的は何と言っても医療費削減です。

政府は、今年度の社会保障費を2200億円圧縮しようとしており、その方針の一環として後発品使用促進があります。

処方箋の後発品変更欄の記載も変更になったし、30%以上の処方箋で後発品を調剤した薬局には基本料を上乗せできるようになったりと、後発品使用促進のために薬剤師の力は非常に期待されているなって思います。

しかし、気をつけないと後発品だと思っていたものが、実は後発品でなかったりすることがあるのです。

例えば、デキサメサゾン錠0.5mg「タイヨー」。

名前が後発品っぽいからと思っても、これは厚労省から診療報酬上で評価される「後発医薬品」として認定されていません。ですから、この薬を出したとしても、後発品としての点数上のメリットはありません。

何故でしょうか？

理由はわかりません。誰か知っていたら、教えてください・・・。

もちろん、先発医薬品(新規医薬品)と用法・用量、効能・効果などが同じ医薬品が、新規医薬品の特許が切れた後に安全性試験や臨床試験などが免除された申請によって承認が行われるのがジェネリック医薬品だという定義に基づけば、この品目はちゃんとジェネリック医薬品です。(※)

しかし、後発品だとか後発品じゃないとか、そんなの関係ない！

と、この薬は調剤報酬の点数の後押しなど期待せず、実力でこの世を生き抜こうとしているのです！

と考えれば、なんとも健気な薬ですね。応援してやりたいですね。

ちなみに、薬剤によっては先発品がすでに撤退してしまった、等の理由で、成分内のすべての製品に「後」マークがついている品目もあります。

例えばフレロキサシン錠。

これは昔々、メガロシン錠という先発品があったのですが、それが撤退してしまったため、メガキサシン錠100mg(沢井)などの後発品しか存在しなくなっています。

※じほう刊「ジェネリック医薬品Q&A ー後発医薬品を的確・適正に理解し使用するためにー」より抜粋しました。

「[医情研ブログ](#)」制作委員会 | [保険薬事典プラス豆知識](#) | **17:55** | [comments\(0\)](#) | - |

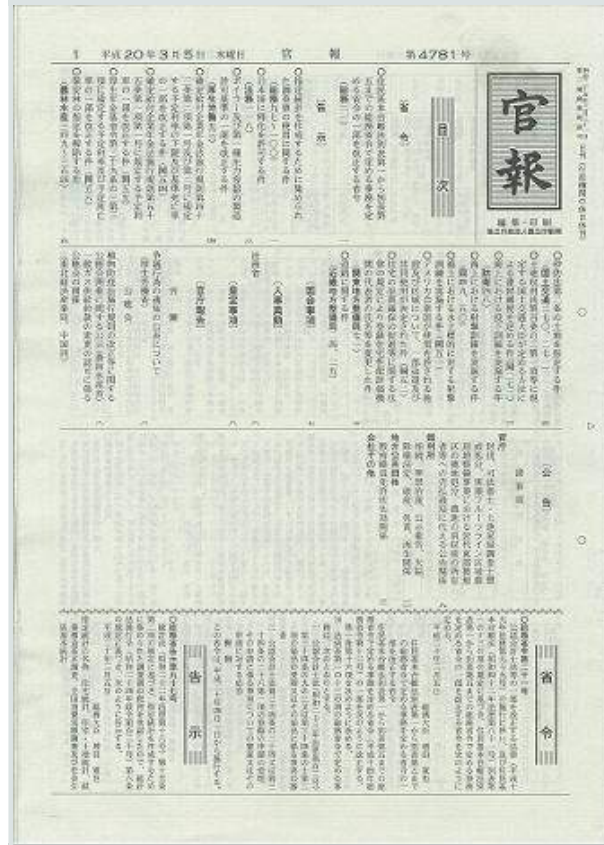
官報って・・・なに？

**2008.03.13 Thursday**

先程から、「官報に告示された薬価」など書いてきましたが、そもそも官報って見たことがない方も多いかと思われます。

そんな皆様のために官報の姿をお見せしましょう。

これです！



日本という国の公共の動きが全てこの中に文章化されている、と言ってもよく、上質紙などではなくざら版紙で作られているという謙虚さも持ち合わせています。

官報を文章で説明すると、

法令・政令・条約・告示等を公報するために、独立行政法人国立印刷局が発行する「国の広報誌」

です。

現在ではインターネットでも閲覧することができます。

<http://kanpou.npb.go.jp/>

休日以外は毎日発行されています。

私たちの会社にも毎朝届けられているため、厚労省の通達を確認できるというわけなのですが、この中から厚労省からの通達を探るのが、またなんとも大変なのです。

というのも、厚労省からの通達だけではなく、総務省やら法務省など全ての省庁の通達に掲載されているし、何より言葉が難しくわかりづらい・・・。

それでも頑張って読んでると、

まず目次があり、今日の官報にはどこの省庁からの省令や告示が出されているのかわかるようになっていきます。

その後は国会での議題や入札の募集や予算や人事異動などなど・・・実に多岐に渡って掲載されています。

中には

誰それが懲戒処分を受けたとか  
失効したパスポートの番号まで

「個人情報の保護」という言葉が霞と消えるようなことまで書かれてあったりします。

悪いことはしないようにしよう・・・

なぜかそんな敬虔な気持ちになる“ざら版紙”，それが官報です。

「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | 16:17 |  
[comments\(0\)](#) | - |

薬価改定とシャンプーと私

2008.03.07 Friday

ここで閑話休題。

3月5日に薬価改定がありましたが、皆様はいかがお過ごしでしたでしょうか？

薬価改定って何？という方に簡単にお答えすると、社会情勢や市場の供給状況などから判断して、厚労省は2年に1度薬の値段を見直す作業をします。

その新薬価をめぐって、私も薬価関連書籍の制作元はもちろん、業界全体が右往左往することを言います。

告示を控えたわが社には

「どんなにびっくりすることが起きても、全て“ほほう”で済ませること」

という通達が降りました。これは、尋常でない作業量と誤植ではないかと思われるタイムスケジュールで、ただでさえ神経衰弱になりかかっている同僚たちに、大声で奇声を発することで更なる余計なプレッシャーをかけないためのマナーです。

泣く者もいれば、開き直り笑う者、疲れて眠る者もいる、ここはお酒の席か？のような告示日でしたが、この新薬価を反映した「保険薬事典」「保険薬事典Plus+」「薬価基準点数早見表」4月版をいち早く皆様のお手元にお届けするべく、社員一丸となって鋭意製作中ですので、もう少し待っててください♪

さて、今回の薬価改定、すでに報道されているように平均5.2%の引き下げ（3月6日付日刊薬業より）となったのですが、そんな中、薬価がはね上がった品目があります。

さて、なんだと思いますか？

答えは「ツバキ油」です。

元々の薬価は10mLあたり16.20円。

そして、告示された新薬価はなんと、10mLあたり333.30円。

他を大きく引き離して20倍の上昇率は、ぶっちぎりのトップ！

誰がこんな予想をしたでしょうか？

ここが競馬場なら、大量の馬券が宙を舞っていることでしょう。

なぜ、ここでツバキ油なのか？

ここでふと私の頭をよぎったものがあります。

某大手化粧品メーカーが出した椿オイル配合の赤いボトルのシャンプーが売りに売れているという、新聞記事。この製品のヒットで、そのメーカーはシャン



プー市場でのシェアが4位から1位になったということです。

私もその売りに上げにしっかりと貢献しましたが、CMIに有名女優が次から次へと登場してくるあのシャンプーの大ヒットと、このツバキ油の薬価の奇妙な動きに関連性があるのではないだろうか？

原料価格の上昇？

しかし、薬局にいたとき、私はツバキ油を扱ったことはありません。恐らく現場に与える影響は大したことはないと思われます。

これがARBだったり、抗生物質だったらきっと大騒ぎになっていたと思いますが、

ツバキ油だったため、今のところ誰も騒いでおりません。

しかし、静かに自らの市場価値を上げたツバキ油を、私はかっこいいと思います。

頑張れ、もっと上がれ！

ちなみにシャンプーの製造元と局方「ツバキ油」の製造元が同じ読みですが、何の関係もありません。

「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | 11:41 |  
[comments\(0\)](#) | - |

「保険薬事典Plus+」に掲載されている品目はどんな品目なの？ **2008.03.06 Thursday**

医療用医薬品というのは官報と呼ばれる官公庁が発行する冊子で発表され、世間に薬価が告示(薬価収載)されます

それら告示品目以外にも、バイアグラや低用量ピルなど、官報に告示されずに世間に出回る「未収載品目」もあります。

ここでは告示品目について語りたいと思います。

さて、その発表の仕方ですが、銘柄名つまり個別の商品名で告示されるのが原則です。

が、日本薬局方医薬品(局方品)などは統一名(一般名)で官報に告示され、個別の商品名では告示されません。

しかし、医療現場で実際に使われるのは、あくまでも商品名ですよ。「そのブドウ糖注射液取って！」ではなく、「ちょっと大塚糖液持ってきてさっきから言っているでしょ！」なのです。

そこで、「保険薬事典Plus+」及び「保険薬事典」では、この統一名収載品目にあたる商品名を個別に調査して掲載しています。

掲載している品目を

- ①官報に告示されるか
- ②製品として実在するか

の2点から、医療用医薬品をまとめると下記の図のようになります。

| 官報               | 医薬品名称欄  |               | 实在薬品 |
|------------------|---------|---------------|------|
| 掲載<br>されて<br>いる  | 統一名称掲載品 | 局方品           | なし   |
|                  |         | 一般名称掲載品目の告示名称 |      |
|                  |         | 生物学的製剤        |      |
|                  |         | 生薬            |      |
| 掲載<br>されて<br>いない | 銘柄名称掲載品 | 銘柄別掲載局方品      | あり   |
|                  |         | 銘柄別掲載局方品      |      |
| 掲載<br>されて<br>いない | 非告示品目   | 一般名称掲載品目の個別商品 |      |
|                  |         | 生物学的製剤の個別商品   |      |
|                  |         | 生薬の個別商品       |      |

「保険薬事典Plus+」では、官報に告示されているものを赤字で、告示されていないものを黒字で表記しています。

例)平成19年版8月版より

| ⓈⓈ塩酸フラボキサート200mg錠 | 200mg1錠 | 10.10           |              |
|-------------------|---------|-----------------|--------------|
| ⓈⓈアボラキート錠*        | (東和薬品)  | ⓈⓈプログット錠200mg   | (三和化学)       |
| ⓈⓈアボラキート錠200mg*   | (東和薬品)  | ⓈⓈボラボラン錠        | (鶴原)         |
| ⓈⓈウロダロン錠*         | (エムジー)  | ⓈⓈユリナロン錠*       | (ニプロジェネファ)   |
| ⓈⓈサワダロン*          | (沢井)    | ⓈⓈユリナロン錠200mg*  | (ニプロジェネファ)   |
| ⓈⓈサワダロン錠200mg*    | (沢井)    | ⓈⓈラトボレール錠「200」* | (辰巳)         |
| ⓈⓈジステリンク錠         | (關進堂)   | ⓈⓈロラーム錠         | (キョーリンリメディオ) |
| ⓈⓈフラボネート錠*        | (日医工)   |                 |              |

例のような場合、赤字で書かれた塩酸フラボキサート200mg錠という名前のものは存在せず、黒字で書かれた薬が実際の現場には存在していることなるのです。

このように、この世には実在していないのに告示名称として名前だけ与えられている不思議な医薬品が存在しているのです。

存在とはなんぞや？ 生きているってどういうこと？ 私はだれ？ そしてあなたは…？ と、実は「保険薬事典Plus+」は深い禅問答につながっていたのです…。

「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | 14:02 |  
comments(0) | - |

「保険薬事典Plus+」って毎回どれくらいの品目が入りしているの？ 2008.02.19 Tuesday

こういう疑問をお持ちの方、その質問の続きには

[「保険薬事典Plus+」って毎回買わなきゃいけないの？](#)

というのがあっていいのでしょうか？

では、手っ取り早く従前版「保険薬事典」18年4月版から19年8月版の間に、どれくらいの品目が入りしたかをご紹介します。

18年4月版 掲載品目総数 17,736品目  
↓ 追加 871品目

|        |        |           |
|--------|--------|-----------|
| 18年8月版 | 掲載品目総数 | 18, 607品目 |
|        | ↓ 削除   | 932品目     |
|        | ↓ 追加   | 522品目     |
| 19年4月版 | 掲載品目総数 | 18, 197品目 |
|        | ↓ 追加   | 985品目     |
| 19年8月版 | 掲載品目総数 | 19, 182品目 |

つまり年2回出る「保険薬事典」及び「保険薬事典Plus+」では900品目から1400品目近い製品が出入りしていることになるのです！

追加される品目も、新薬から報告品目、後発医薬品、あるいは一般名収載品目の銘柄品に至るまで、多岐にわたっています。

さらに、これから後発医薬品の出入りは激しくなるのでは、という予感がします。

その理由は、これまで開発型製薬企業の業績を支えてきたブロックバスターといわれる、年間売上高1,000億円以上の医薬品の特許が次々と切れるからです。

これを医療業界では2010年問題と言っています。

有名な先発品であればあるほど、特許が切れると大量の後発品が誕生するのがこれまでの傾向ですし、2007年から後発品の薬価収載は年2回になりました。

さらに、後発品だけでなく、新薬もぞくぞくと現れそうな予感もします。

国内大手製薬企業が、特許切れとなる医薬品に代わるような、画期的な新薬の研究開発に力を入れているからです。

国内の連結売上高上位4社(武田薬品、第一三共、アステラス製薬、エーザイ)が2006年度決算で発表した2007年度研究開発費の見込み額は合計6,520億円で、前期比15.7%増加となりました。

また、売り上げ高に占める研究開発比率も17.9%と、2.3ポイント上昇しています。(じほう刊「薬事ハンドブック2007」第II章新薬のR&Dと承認より)

すべて予感じゃないか、と言われそうですが、無意味に年2回出しているのではないのです。

そう、全てのものには理由があるのです。

というわけで是非、4月版を買ったら、次は8月版にて最新情報をご確認を♪

「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | [17:25](#) | [comments\(0\)](#) | - |

はじめに

2008.02.12 Tuesday

「保険薬事典Plus+」が発売になって、早や一年が経ちました。

「保険薬事典Plus+」とは、ご存知のように歴史ある「保険薬事典」に、「適

応・用法」などを文字どおり「プラス」した、平成19年4月発行の新刊です。

定評のある「保険薬事典」にあえて手を加えるというのは、果たして吉と出るのか、凶と出るのか。

制作段階から、皆に不安と期待が入り混じっておりました。

が、発売から1年たってみれば、読者の皆様からは予想を上回るご好評を頂くことができたのです♪

**ご愛用いただいた皆様、本当にありがとうございます！**

というわけで、「保険薬事典Plus+」の発売1周年を記念して、読者の皆様への感謝の気持ちと、これからももっともっと多くの方々に末長〜く愛されるようにという気持ちをこめて、「保険薬事典Plus+」や「保険薬事典」の、知っているようで知らない秘密や豆知識を皆様にご紹介していこうと思います。

2008年は薬価改定の年でもあります<sup>が</sup>、同時に診療報酬・調剤報酬の改定の年でもあります。

処方医の署名があれば「変更不可」となるなど、処方箋様式がまた変更になったり、  
「服薬指導加算」が廃止になったり、  
75歳以上の高齢の患者さんには新たに「後期高齢者薬剤服用歴管理指導料」が作られたり、

と、やっとなじんできた調剤報酬が、また大きく変わるといわれています。

忙しい日々の業務に加えて、

「後発医薬品調剤体制加算」とはなんぞや？

「外来服薬支援料」とはなんぞや？

などなど、新たに覚えたりしなければならぬかもしれません。

さらに忙しくなりそうなこの時期に、なぜ今「保険薬事典Plus+」たちの秘密を知らされなければならないのか？

しかし、あえて“今”からなのです。

知っておけば、「保険薬事典Plus+」や「保険薬事典」をもっとスマートに使いこなせるようになるばかりか、薬価の仕組みが、医療業界の実情が、引いては今度の調剤報酬改定の内容が、もうちょっとよくわかるようになるはずなのです。

さらにすばらしいことに、職場の新人歓迎会で、知ったかぶりができるようになるのです。

そう、「保険薬事典」シリーズは仕事以外にも役立つのです！

「保険薬事典Plus+」で黒字で書かれているものと、赤字で書かれているものの違いだとか

どこの会社が一番多くの医薬品を作っているのだとか、

医薬品の一般名は一体どうやって決めているのだとか、

そもそも薬価収載されている品目はいくつあるのだとか、

薬効分類番号って、気にもならないけれど、一体なにもの？だとか

大体、「保険薬事典」シリーズは4月と8月の年2回発行されているけれど、本当に毎回買う必要なんてあるのだろうか、とか

・・・etc。

そんな疑問をここで解消しちゃいましょう。

このブログを読んで楽しんでいただければ、さらに言えば、今年4月に発売される「保険薬事典Plus+」そして「保険薬事典」にもっと親近感を感じていただけたら、もっと賛沢を言えば、今まで以上に愛していただけるようになったら、これ以上の喜びはございません。

それでは、よろしくお付き合いくださいませ。

「医情研ブログ」制作委員会 | 保険薬事典プラス豆知識 | **11:40** |  
**comments(0)** | - |